



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社今仙電機製作所  
代 表 者 代表取締役社長 若山 恭二  
(コード番号：7266 東証・名証第一部)  
問 い 合 せ 先 常務取締役 大澤 慶文  
T E L 0 5 6 8 - 6 7 - 1 2 1 1

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程、職務権限規程、グループ倫理綱領(「倫理憲章」、「企業行動規範」を含む。)等の社内規程に従い、経営に関する重要事項を決定する。

取締役は、法令、定款、取締役会決議及び業務分掌規程その他の社内規程に従い、職務を執行する。

取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に従い、取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

取締役の職務執行状況は、監査役の監査方針及び監査計画に基づき監査を受ける。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程を再整備し、各保存媒体に応じた適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各本部の取締役及び管理監督者は担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し適正な対策を実施するとともに、監督し、定期的な見直しを行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、経営の基本方針及び経営に係る重要事項について審議決定する。

取締役会の決議事項に関する執行方針の検討・審議及び執行状況の管理・統制は、常勤取締役で構成する経営会議で行う。

取締役会に付議する重要な事項については、専務以下の常勤取締役による経営検討会において、事前に十分な審議を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において定められた責任、責任者、権限及び執行手続きの詳細に基づいて運用を行う。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ倫理綱領に基づき、諸規程を整備するとともに、その運用の徹底を図るための体制を構築する。

管理本部統括常務取締役をリーダーとする「内部統制システム構築プロジェクト」により、内部統制システムの構築、維持、向上を図っていく。  
法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の社内通報システムである内部通報制度運営要領の適正な運用を図る。  
内部監査部門である社長直属の監査室は、内部監査規程に基づき、内部統制全般の監査を行う。

6. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ倫理綱領に基づき、グループ各社において諸規程を整備するとともに、その運用の徹底を図るための体制を構築する。

倫理綱領の遵守状況については、関係会社管理規程に基づき毎月1回開催される「中央経営協議会（当社役員と全グループ会社の社長が出席）」と合わせて開催される倫理委員会において審議し、内容の充実を図ることとする。

グループの経営管理については、社長が任命する「関係会社担当取締役」が行うことを基本とし、グループ会社が行う重要事項については当社の事前承認を受ける。

中央経営協議会において、経営状況の報告・検討を行い、モニタリングを行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、適任者を監査役職務補助専任者として任命するものとし、当該社員の評価等身分の決定は、監査役会の同意を得て行う。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要な会議に出席し各職制の重要な業務の報告を受けることができるとともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧することができるものとする。

各取締役は監査役が行う業務監査に当たり、管轄する部門の部課長とともに各年度ごとに設定された経営の重要な事項について実施状況を報告する。

内部通報制度運営要領の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役へのより適切な報告体制を確保する。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役との面談による重要課題事項の意見・情報交換を行う。

監査室との連携及び情報交換を行う。

会計監査人との定期的な会合による意見及び情報の交換を行う。

以上